

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 26日

都道府県知事 鈴木 康友 殿

提出者

住 所 静岡県沼津市大岡2068-3

氏 名 芝浦機械株式会社 沼津工場

専務執行役員 後藤英一

電話番号 055-926-5029

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	芝浦機械株式会社 沼津工場
事業場の所在地	静岡県沼津市大岡2068-3
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31

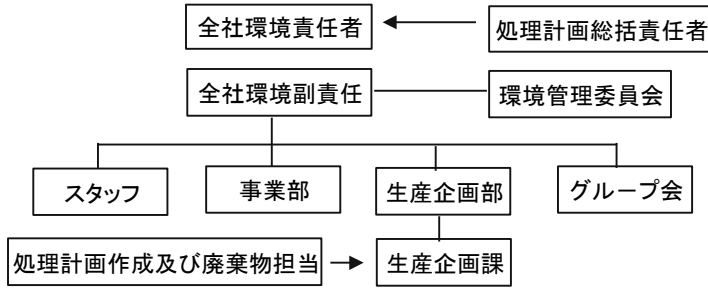
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	26 生産用機械器具製造業																														
② 事業の規模	854億円/年（令和5年度） （沼津工場 製品出荷額等）																														
③ 従業員数	856名 （沼津工場 令和6/3/31 現在）																														
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"><tr><td>生産用機械器具製造工程</td><td>→</td><td>鉦さい</td><td>→</td><td>委託処理(破碎)</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td>木くず</td><td>→</td><td>委託処理(破碎)</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td>廃油</td><td>→</td><td>委託処理(中和)</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td>廃プラスチック</td><td>→</td><td>委託処理(破碎)</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td>汚泥・廃ガラス</td><td>→</td><td>委託処理(破碎)</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td>蛍光灯</td><td>→</td><td>委託処理(破碎)</td></tr></table>	生産用機械器具製造工程	→	鉦さい	→	委託処理(破碎)		→	木くず	→	委託処理(破碎)		→	廃油	→	委託処理(中和)		→	廃プラスチック	→	委託処理(破碎)		→	汚泥・廃ガラス	→	委託処理(破碎)		→	蛍光灯	→	委託処理(破碎)
生産用機械器具製造工程	→	鉦さい	→	委託処理(破碎)																											
	→	木くず	→	委託処理(破碎)																											
	→	廃油	→	委託処理(中和)																											
	→	廃プラスチック	→	委託処理(破碎)																											
	→	汚泥・廃ガラス	→	委託処理(破碎)																											
	→	蛍光灯	→	委託処理(破碎)																											

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		1, 190t
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	排出量	1, 190t	t
	(これまでに実施した取組) 金属くず→銅混じり粉の有価引取を実施 廃油・廃液→関係職場の支払分配により廃棄意識向上 廃プラスチック→廃棄業者と細目に連絡し廃棄可否を明確にする 木くず→木製パレットを社内使用として再利用		
②計画	【目標】		1, 178t
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	排出量	1, 178t	t
	(今後実施する予定の取組) 1) 新規購入時の下取り可能業者からの購入推奨 2) 数量余剰保持の抑制 3) 汎用品の推奨 4) 簡易包装品購入の推奨		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・プラスチック製品：排出職場の連絡先を明記し不適切廃棄があった際は上長に連絡し適正廃棄を指導 ・取り組み：廃棄場所に監視カメラを設置し廃棄不備の際は録画で追跡し指導する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・「廃棄物に異物を混入させない・分別徹底」の指導継続 ・分別困難な複合プラ(ファイル・バインダー等)の専用コンテナ設置予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	全処理委託量	1,190 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	363.7 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,188 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 1) 優良認定事業者への委託 2) 廃棄物再利用化の企業模索 3) 再生砂の検討		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表3のとおり	
	全処理委託量	1,178t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	296t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,177t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	t
	(今後実施する予定の取組)		
1) 新規購入時の下取り可能業者からの購入推奨 2) 数量余剰保持の抑制 3) 汎用品の推奨 4) 簡易包装品購入の推奨			
※事務処理欄			

第2面(別表1)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	①前年度(R5年度) 排出量(t)	②目標(R6年度) 排出量(t)
鋳さい	812.9	850.0
廃油	122.1	130.0
廃プラスチック	54.5	80.0
木くず	181.0	100.0
汚泥	17.1	15.0
ガラス・陶磁器	1.3	1.0
金属くず	0.0	1.0
がれき類	0.0	0.0
繊維くず	0.0	0.0
廃酸	0.0	0.0
安定型混合廃棄物	0.7	1.0
管理型混合廃棄物	0.0	0.0
紙くず	0.0	0.0
廃アルカリ	0.0	0.0
合計	1189.7	1178.1

※木型廃棄終了

※鋳物工場砂洗浄に伴う鋳さい・廃液廃油の増加が予測される

※第8工場解体に伴い、不用品の廃棄増加が予測される

第4面(別表2)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状【前年度(R5年度)実績】

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	再利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量(t)
鋳さい	812.9	812.9	0.0	43.2
廃油	122.1	122.1	0.0	122.1
廃プラスチック	54.5	54.5	0.0	41.8
木くず	181.0	181.0	0.0	138.7
汚泥	17.1	17.1	0.0	17.1
ガラス・陶磁器	1.3	0.0	0.0	0.0
金属くず	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0
廃酸	0.0	0.0	0.0	0.0
安定型混合廃棄物	0.7	0.7	0.0	0.7
管理型混合廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1189.7	1188.4	0.0	363.7

※ガラス・陶磁器の1.3tが埋立処理となった。

第5面(別表3)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①計画【目標(R6年度)】

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	再利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量(t)
鋳さい	850.0	850.0	0.0	40.0
廃油	130.0	130.0	0.0	130.0
廃プラスチック	80.0	80.0	0.0	60.0
木くず	100.0	100.0	0.0	50.0
汚泥	15.0	15.0	0.0	15.0
ガラス・陶磁器	1.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	1.0	1.0	0.0	0.0
がれき類	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0
廃酸	0.0	0.0	0.0	0.0
安定型混合廃棄物	1.0	1.0	0.0	1.0
管理型混合廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1178.1	1177.1	0.0	296.0

※鋳物工場砂洗浄に伴う廃液廃油の増加

※第8工場解体に伴い、不用品の廃棄増加が予測される

※ガラス・陶器(1t)は埋立処理

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。